

2022年（令和4年）6月1日

保護者の皆様

逗子市教育委員会

逗子市立小・中学校におけるマスク着用について

日頃より本市の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、厚生労働省より令和4年5月20日付で「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」、文部科学省より同24日付で「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」、同25日付で「マスク着用に関するリーフレットについて」が発出されました。

これまで、市立小・中学校では新型コロナウイルス感染症の感染防止・感染拡大防止の対策として、直近の国や県のマニュアルや通知等の内容を踏まえ、手洗いやうがいの励行、咳エチケット（マスクの適切な着用）、換気といった基本的な対策に加え、『感染リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を避け、身体的距離を確保する』といった対策を各校で講じているところですが、国の関係機関から前述の見解が示されたことに鑑み、市内小・中学校におけるマスク着用の基本的考え方を、市立小・中学校長宛に、次の通り通知いたしましたので、ご承知ください。

◆基本的な考え方

これまでと同様、今後も、文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1Ver.8）』や通知等を踏まえた対応を基本とし、引き続き、地域の実情に応じた基本的な対策（「3つの密」の回避、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」「換気」）を徹底していく必要がある

○屋内でのマスクの着用について

・学校の施設内（屋内）は、2メートル以上を目安とする身体的距離が確保できない場合がほとんどなので、マスク着用を基本とする

・他者との身体的距離が確保できており、会話を行わない場合は、マスク着用は必要ない

・他者との身体的距離が確保できていても、会話をを行う場合は、マスクを着用する

・通学に電車・バスを利用する場合、車内で距離が確保できない場合は、会話をほとんど行わない場合でも、マスクを着用する

※教室における授業時も、1時限の中で少なくとも1回程度は、意図的に話をしない場

面を作り、一時的にマスクを外させるよう児童・生徒の健康に配慮すること

○屋外でのマスク着用について

・屋外で、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合は、マスク着用は必要ない（体育の授業で、ランニングなど離れて行う運動や、休み時間に、鬼ごっこのような密にならない外遊びなどが考えられる）

・屋外であっても、近い距離で会話をを行う場面では、引続き、マスクを着用する

・徒歩での登下校において、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がない

※気温・湿度等が高い夏場においては、熱中症のリスクが高くなることから、熱中症対策を優先し、マスクの着用はしない

※屋外での学習活動においても、集合する場面や会話をする場面も想定されるので、マスクを持参し、いつでもマスクを着用できる準備をするよう指導する

なお、各学校においては、上記の対応に加え、体調の不安等からマスクの着用が難しい児童・生徒もいます。また、感染不安のため屋外でもマスクを着用している児童・生徒もいます。マスクの着用・不着用による誤解や偏見、差別が生じないように引き続き指導してまいります。

今後も国や県の動向、感染拡大の状況等により、これらの対応について変更することがありますことをあらかじめご承知おきください。

担当

学校教育課 杵山・西村

電話 046-873-1111

(内線 515・516)